

議案第 6 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する 協議について

【趣 旨】

現行の後期高齢者医療被保険者証は令和 6 年 1 2 月 2 日以降、発行されなくなることから、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）」の一部を変更しようとするもの。

なお、規約の改正については、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、各市町議会の議決を得たうえで県知事の許可を得る必要があることから、三田市議会の議決を求める。

【関係法令】

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号
- ・ 地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項、第 2 9 1 条の 1 1

【内 容】

令和 5 年 1 2 月 2 7 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 5 年政令第 3 7 4 号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 4 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行期日が令和 6 年 1 2 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなる。

このため規約第 4 条ただし書及び別表第 1 に定める「関係市町が処理する」事務につき所要の改正を行うもの。

【施行期日】

令和 6 年 1 2 月 2 日